

平成29年12月26日  
事務連絡

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿  
一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（産業政策担当）

### 貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について（周知）

平成28年11月以降、旅行業者は、「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成28年10月31日付観産第411号観光庁長官通知）に基づき、貸切バス事業者との間で締結した契約について取り交わす運送申込書・運送引受書に、運賃・料金の上限額及び下限額並びに手数料等の額又は率を記載することが義務付けられたところです。

これらの措置は、貸切バスの運賃・料金が届出運賃の上限・下限内に収まっているか、過大な手数料により実質的な下限割れとなっていないかについて、一目で容易にチェックできるよう措置したものです。

今般、当該措置の実効性を高めるために、下記のとおり留意すべき点をまとめましたので、制度の趣旨を理解の上、措置の徹底を図るよう貴協会の傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、これらの措置を適切に実施していない場合は、旅行業法に基づく行政処分の対象となる場合がありますことを申し添えます。

### 記

1. 旅行業者は貸切バス事業者と綿密な打ち合わせを行い、貸切バス事業者の出庫・帰庫する営業所の所在地、経由するルート等について確認を行うこと。
2. 運賃・料金の算出に必要な走行距離、走行時間等については、運送引受書の記載事項等により、確認を行うこと。

3. 1. 及び2. の作業を踏まえた上で、運送引受書の運賃・料金の上限・下限が正しく計算されているか、運賃・料金が上限・下限の範囲内に収まっているか、確認を行うこと。
4. 手数料等を徴収する場合は、運送申込書の特約事項欄に手数料等の額または率を記載すること。
5. 運行終了後に貸切バス事業者に実際の走行距離、走行時間等を確認し、予定と大幅に異なることになった場合には、必要に応じて精算を行うこと。

(添付資料)

「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」（平成28年10月31日付観観産第411号観光庁長官通知）

以上